



さだボイス



作者：娘 2月号

(鈴木さだはる後援会だより No.33)

ごあいさつ

日頃は「鈴木さだはる後援会」に対し、ご支援ならびにご協力を賜り感謝申し上げます。

3月定例議会が開会します。3月議会では、補正予算に加え、来年度予算が上程、提案されます。9月号でも紹介させていただいた、私たち市民クラブ会派要望として昨年8月に新年度予算要望を市長にしました。その要望が、今回の議案でどこまで織り込まれているか、内容についてしっかり確認していきたいと思えます。

“刈谷に住みたい、住み続けたい、住み続けることができるまちづくりを目指す”の基本的な考え方のもと、より住みやすいまちづくりに向けた活動してまいります。また、今議会では、皆さまの声を市政に届けるため、質問質疑に登壇予定です。登壇日は未定ですが、2月16日に確定すると思えます。内容については、次号で報告します。

【議会情報】

3月定例議会 開会

- ◇開催期間・・・2月13日（金）～3月23日（月）
- ◇議題・・・2月13日の本会議で上程されます。
- ◇議会予定・・・2月13日（金）⇒本会議
- 25日（水）～27日（金）⇒質問質疑
- 3月3日（火）～9日（月）⇒常任委員会
- ※今議会「防災・子育て支援」をテーマにして
- 23日⇒本会議
- 質問質疑で登壇予定です。

【市制情報】

高齢者福祉サービス事業をご紹介します

【家具転倒防止器具取付】

- 事業の内容：家具転倒防止器具の取付けを代行し、災害時の家具転倒事故を防止します。
 - 費用：1世帯家具4点までは、取付け費用無料
 - 材料費（器具代金）は実費負担（1家具平均2,000円程度）
- 対象者：65歳以上の高齢者のみの世帯
（建物の構造によっては取付けできない場合があります）
- 申し込み方法：長寿課へ提出またはオンラインでお申込みください。
提出書類は以下のとおりです。

【高齢者住宅バリアフリー化工事費補助】

- 事業の内容：要支援・要介護認定を受けていない高齢者が、自宅のバリアフリー化工事を行う場合に、かかる費用の一部を補助します。
- 対象者：65歳以上の要支援・要介護認定を受けていない人で、運動機能の低下等により、住宅の改修が必要と認められる人
（※着工前に申請が必要です。）
- 申請の注意事項：
 - 住民登録された住所の住宅が対象となります。
 - 新築・増築の工事は対象外です。
 - 郵送での提出はご遠慮ください。
- 問い合わせ先：福祉健康部 長寿課 介護認定給付係 0566-62-1013

提出書類一覧

	申請書	承諾書	確約書
長寿課へ提出	○	×	○
オンライン	×	○ (※)	○

(※)持家、県営住宅、市営住宅の場合は提出不要です。
(問合せ先：長寿課 高齢福祉係 0566-62-1063)



【粗大ごみの搬出補助】

■ 事業の内容：家庭から出る粗大ごみを屋外まで持ち出せず戸別有料収集に出すことが困難な世帯に対し搬出を代行します。費用：搬出は無料。収集は粗大ごみ1点につき800円

■ 対象者：次の1から3の要件をすべて満たす世帯で、訪問調査及び審査を行い、搬出を決定します。

- 1.自力で粗大ごみを屋外まで持ち出すことが困難
- 2.親族や近隣在住者などの協力を得ることが困難
- 3.要支援・要介護認定もしくは身体障害者手帳などの交付を受けている人のみで構成される世帯又はそれに準ずる程度の単身世帯など



■ 問い合わせ先：産業環境部 ごみ減量推進課 0566-21-1705

【難聴高齢者補聴器購入費助成】

■ 事業の内容：コミュニケーションの円滑化による生活の質の改善及び高齢者の社会参加を支援するため、聴力機能の低下により日常生活に支障のある高齢者に対し補聴器の購入費用の一部を助成します。

■ 対象者：以下の要件をすべて満たす方

- 市内に住所を有する65歳以上の方
- 両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上で、耳鼻咽喉科の医師（※）の診断を受け、補聴器が必要とされた方（※認定補聴器相談医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医に限りま
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- 過去5年間、この制度で助成を受けたことがない方



■ 助成内容：補聴器購入費用の2分の1（1円未満切り捨て）

上限額	市民税非課税世帯	30,000円	市民税課税世帯	15,000円
-----	----------	---------	---------	---------

■ 対象機器：● 助成対象は、両耳または左右いずれかの耳に装用する補聴器1台の本体費用（補聴器に付属する電池、充電器、およびイヤモールド含む。）です。※耳鼻咽喉科への受診・検査費用、文書料等は対象外です。

● 助成の対象となる補聴器は、管理医療機器の指定を受けている製品で、認定補聴器技能者が在籍する補聴器販売店で購入した補聴器です。

■ 手続きの流れ：**購入後の申請は対象外**です。**必ず購入前に申請**してください。

①申請書の取得⇒②医療機関を受診⇒③見積書を取得⇒④申請⇒⑤決定⇒⑥購入⇒⑦請求⇒⑧助成

■ 注意事項：● 助成決定前に購入した補聴器は助成対象となりません。
● 購入後に発生した修理費やメンテナンス費用は助成対象外です。

■ 意見書の作成が可能な医療機関：認定補聴器専門医または身体障害者福祉法第15条第1項に規定する指定医（市内外問わない）

■ 問合せ先：福祉健康部 長寿課 高齢福祉係 0566-62-1063

【2月の予定】

- 3日 議員研修会
- 8日 かきつばたマラソン大会
- 10日 議会運営委員会
- 12日 委員会案件6者会議
- 13日 本会議（議案上程）
- 24日 BW座談会
- 25日～3/23 3月定例議会

【2月の暦】

- 1日 初午
- 3日 節分
- 4日 立春
- 11日 建国記念の日
- 14日 バレンタインデー
- 19日 雨水
- 23日 天皇誕生日

【あとがき】1月後半（大寒ごろ）からまさに大寒波となり、雪国では危険なくらい大雪になっている地域もあるようです。お気をつけていただきたいと思います。しかしながらこの地域では、昼間太陽が出ると暖かく、小春日和を思わせる日もあり、体調管理に苦慮されている方も多いと思います。私もその一人です。自身に応じた体調管理をお願いします。気象庁の3カ月予報では、雨も少なく、気温も平年と比較し高い確率で50～60%だということです。2月に入り、春はもうすぐ、という季節になります。暖かくなると、気持ちも明るくなる方も多いと思います。体調管理に留意していただき、日々笑顔を忘れず、お過ごしいただけたらと思います。